

平成 29 年 6 月 7 日
四国電力株式会社

伊方発電所 1 号機 廃止措置計画認可申請の補正について

当社は、平成 28 年 12 月 26 日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、伊方発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請書を原子力規制委員会へ提出するとともに、愛媛県・伊方町に対し、安全協定に基づく事前協議の申し入れを行いました。
(平成 28 年 12 月 26 日 お知らせ済み)

本日、これまでの審査等の結果を反映した、廃止措置計画認可申請の補正書を同委員会に提出しました。

また、愛媛県・伊方町に対して、安全協定に基づく事前協議の内容を補正しました。

当社は、引き続き、原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、安全確保を第一に、伊方発電所 1 号機の廃止措置を着実に進めてまいります。

主な補正内容

- ・新燃料除染後の取扱いの明確化

加工業者に譲り渡すため、使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料集合体から燃料棒を引き抜いて除染を行った場合は、除染後に燃料集合体の形状に再組み立てを行った後、輸送容器に収納すること等を明記。

- ・1号機建家内に設置している2号機との共用設備の取扱いの明確化

1号機建家内に設置している2号機との共用設備について、1号機建家解体撤去開始までに2号機との共用を取止めることを明記。

以 上